

○厚生労働省令第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百三号）の一部の施行に伴い、並びに同法による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条第二項第四号等の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該精神障害者に対して児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行った者</p> <p>二 当該精神障害者に対して配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する身体に対する暴力等を行った配偶者</p> <p>三 当該精神障害者に対して高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待を行った者</p> <p>四 当該精神障害者に対して障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第二項に規定する障害者虐待を行った者</p> <p>五 その他前各号に準ずる者</p> <p>第一条の二 法第五条第二項第五号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第一条の三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 法第十八条第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める精</p> | <p>(新設)</p> <p>第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。）第二条の二の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法</p> |

神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面

六 (略)

2 (略)

第一条の四・第一条の五 (略)

第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採つたときの症状

ロ (略)

四〇八 (略)

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第三項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十一条第四項」とあるのは「法第三十三条第三項」と、「措置」とあるのは「入院措置」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三条第四項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条第三項後段の規定による入院措置を採つたとき

律第二百二十三号。以下「法」という。)第十八条第一項第三号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面

六 (略)

2 (略)

第一条の二・第一条の三 (略)

第四条の二 法第十九条の四の二の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

三 法第三十三条第一項又は第三項の規定による入院を必要とするかどうか及び法第二十条の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定に係る記載

イ 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つたときの症状

ロ (略)

四〇八 (略)

第十三条 第五条の二の規定は、法第三十三条第四項の厚生労働省令で定める基準について準用する。この場合において、第五条の二第四号中「法第二十一条第四項」とあるのは、「法第三十三条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条の二 法第三十三条第五項において準用する法第十九条の四の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第三十三条第四項後段の規定による措置を採つたときの症

の症状
二 (略)

第十三条の三 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採つた精神科病院の管理者は、当該入院措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一七 (略)

八 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
九 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 (略)

十一 入院について同意した法第五条第二項に規定する家族等（以下「家族等」という。）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

(削る)

第十三条の四 法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置に係る届出

イへ (略)

ト 推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採つた場合に限る。以下同じ。）

の症状
二 (略)

第十三条の三 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採つた精神科病院の管理者は、当該措置を採つた日から一月以内に、次の各号に掲げる事項に関する記録を作成し、保存しなければならない。

一七 (略)

八 当該措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時
九 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

十 (略)

十一 入院について同意した法第三十三条第一項に規定する家族等（以下「家族等」という。）の住所、氏名、性別、生年月日及び患者との続柄

第十三条の三の二 法第三十三条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により同条第一項の規定による同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十三条の四 法第三十三条第七項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置に係る届出

イへ (略)

ト 推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つた場合に限る。以下同じ。）

チノヲ (略)

二 法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置を採ろうとする場合において、同条第三項後段の規定による入院措置を採った場合の届出

イ・ロ (略)

ハ 当該入院措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第二項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ニ 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第二項の入院措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ (略)

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第二項の規定による入院措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による入院措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

チノヲ (略)

二 法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採ろうとする場合において、同条第四項後段の規定による措置を採った場合の届出

イ・ロ (略)

ハ 当該措置から十二時間以内に法第三十三条第一項又は第三項の規定による診察をした指定医の氏名及び診察した日時

ニ 前号の診察の結果、法第三十三条第一項又は第三項の措置は必要ないと認めるときは、その理由

ホ (略)

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

第十九条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告は、法第二十九条第一項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の六月ごとの各月に行わなければならない。ただし、入院年月日から起算して六月を経過するまでの間は、三月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条 (略)

2 (略)

3 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第二条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(精神障害者の医療に関する特別措置) 第二条 令第三条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五条第二項に規定するその家族等(次項において「家族等」という。)は、医療費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> | <p>(精神障害者の医療に関する特別措置) 第二条 令第三条第一項の規定による医療費の支給を受けようとする者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定するその家族等(次項において「家族等」という。)は、医療費支給申請書に、次に掲げる書類を添えて、これを沖縄県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二 四 (略)</p> |

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第三条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含む、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)</p> <p>三 十五 (略)</p> | <p>(指定施設の範囲)</p> <p>第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含む、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害者を除く。)をいう。以下同じ。)に対してサービスを提供する部署に限る。)</p> <p>三 十五 (略)</p> |

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。